

議案第46号

逗子市手数料条例の一部改正について

逗子市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成27年6月4日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市手数料条例の一部を改正する条例

逗子市手数料条例（平成12年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行に伴い、法律の題名が改正されたことから、改正の要あるため提案する。